

仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計
〒223-0053 横浜市港北区綱島西 1-17-22
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516
E-mail: daiyou@nakada-partners.or.jp
URL: http://www.nakada-partners.or.jp

発行日2023年 7月10日(月)

今週のことば

「1円スマホ」規制

総務省はスマートフォンの極端な値引きを規制するため、端末と回線のセット販売の値引き上限額を端末単体の値引きを含め4万4千円とし、年内にも改正する方針。

◆ 今週のことよみ ◆ ご自分の予定を確認して下さい

7/10(月) 先負 源泉所得税・住民税特別徴収の納付期限

11(火) 仏滅 NATO首脳会議、米大リーグオールスター戦

12(水) 大安

13(木) 赤口 ぼん迎え火

14(金) 先勝 フランス革命記念日、水泳・世界選手権(福岡)

15(土) 友引 ぼん、TPP閣僚会合

16(日) 先負 ぼん送り火

先週の株と為替

日経平均株価 円(対米ドル)

7/3(月) 33,753 △564 144.82 △0.02

4(火) 33,423 ▼330 144.49 △0.33

5(水) 33,339 ▼84 144.43 △0.06

6(木) 32,773 ▼566 143.91 △0.52

7(金) 32,388 ▼385 143.22 △0.69

欠損金が生じた場合の繰越控除と繰戻還付

青色申告書を提出する法人に欠損金(税務上の赤字)が生じた場合、適用できる制度には「繰越控除」と「繰戻還付」があります(繰戻還付は原則、中小法人等に限り)。

◆ 欠損金を10年間繰り越す「繰越控除」

欠損金の「繰越控除」は、欠損金が生じた事業年度の翌事業年度以降10年間(平成30年4月1日以前に開始した事業年度に生じた欠損金は9年間)にわたって欠損金を繰り越す制度で、繰越期間中の各事業年度で生じた所得金額(黒字)から繰越欠損金を控除できます。

中小法人等(資本金1億円以下)は各事業年度の所得金額を限度に控除できますが、中小法人等以外の法人は所得金額の50%が限度額となります。

なお、複数の事業年度において生じた繰越欠損金がある場合には、最も古い事業年度の繰越欠損金から順に控除します。

◆ 欠損金を前期に繰り戻す「繰戻還付」

欠損金の「繰戻還付」は、欠損金が生じた事業年度開始の日の前1年以内に開始した事業年度において所得金額があり法人税を納めている場合に、欠損金を繰り戻すことができる制度で、既に納めている法人税から欠損金の分の還付を受けられます。

この繰戻還付を適用できるのは、原則として資本金1億円以下の中小法人等に限りられています。

なお、災害損失欠損金額(災害により棚卸資産や固定資産などに生じた滅失や原状回復等による損失)については、前2年以内に開始した事業年度に繰り戻して還付を受けることができ、中小法人等以外の法人も適用可能です。

■ この記事の詳細は、情報BOX201526

「コロナ借換保証」を利用する場合は

新型コロナ対策による民間ゼロゼロ融資(3年間実質無利子・無担保)の多くが元本返済と利払いの開始時期を迎えつつありますが、資金繰りが厳しい事業者は国が保証料の一部を補助する「コロナ借換保証」の利用などを検討しましょう。

コロナ借換保証は一定要件(売上高又は利益率が5%以上減少など)を満たす事業者が対象となり、保証限度額1億円、保証期間10年以内(据置期間5年以内)、保証料率0.2%です(無利子期間はなく、金利は金融機関所定)。

なお、利用する際には自社の現状認識や将来目標、今後の行動プラン、収支・返済計画などを盛り込んだ経営行動計画書の作成が必要となります。

熱中症にご注意ください

熱中症は毎年7月から多く発生しますので、のどが渇いていなくてもこまめに水分補給をします。

また、熱中症の症状(めまいや大量の発汗、嘔吐、意識障害など)がある人がいた場合は、涼しい場所へ移して体を冷し、水分補給させることが重要です。自力で水分の摂取ができない場合や意識障害が見られる場合はすぐに病院に搬送します。

★7月7日からの大雨により現在、島根・福岡・佐賀・大分の16市町村に災害救助法が適用され、被災中小企業対策が行われます。

詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記

の手順で取り出すことができます。【無料】

①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。

②記事下のBOX番号を入力し#。

③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

欠損金が生じた場合の「繰越控除」と「繰戻還付」の概要

◆欠損金の繰越控除の概要

確定申告書を提出する法人の各事業年度開始の前日 10 年※以内に開始した事業年度で青色申告書を提出した事業年度に生じた欠損金額は、各事業年度の所得金額の計算上、損金に算入されます。※平成 30 年 4 月 1 日前に開始した事業年度において生じた欠損金額の繰越期間は 9 年。

◎適用対象の法人

欠損金の繰越控除は、欠損金額が生じた事業年度において青色申告書である確定申告書を提出し、かつ、その後の各事業年度について連続して確定申告書を提出している法人が適用対象となります。

欠損金額が生じた事業年度において青色申告書である確定申告書を提出していれば、その後の事業年度について提出した確定申告書が白色申告書であっても、その欠損金額については繰越控除の規定が適用されます。

◎繰越控除される欠損金額

繰越控除される欠損金額は、各事業年度開始の前日 10 年（平成 30 年 4 月 1 日前に開始した事業年度は 9 年）以内に開始した事業年度において生じた欠損金額です。ただし、この欠損金額からは、繰越控除の規定の適用を受けようとする事業年度前の各事業年度の所得金額の計算上損金の額に算入された欠損金額および「欠損金の繰戻しによる還付」の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となった欠損金額は除かれます。

また、損金の額に算入される欠損金額は、資本金 1 億円以下の中小法人等の場合、その事業年度の繰越欠損金控除前の所得金額が限度となります。例えば、繰越欠損金が 150 万円で、その事業年度の繰越欠損金控除前の所得金額が 100 万円の場合、150 万円のうち 100 万円が損金に算入され、その事業年度の所得金額は 0 となります。

なお、中小法人等以外の法人の各事業年度（更生手続開始の決定等の一定の事実が生じた法人や新設法人の一定の事業年度を除く）における控除限度額は、繰越控除前の所得金額に対して一定の率を乗じた金額とされており、平成 30 年 4 月 1 日以降開始事業年度については所得金額の 50%が控除限度額となります。

◎損金算入の順序

繰越欠損金はその事業年度開始の前日 10 年（平成 30 年 4 月 1 日前に開始した事業年度は 9 年）以内に開始した事業年度のうち 2 以上の事業年度において生じている場合には、最も古い事業年度において生じたものから順次損金算入をします。

◆欠損金の繰戻し還付の概要

青色申告書である確定申告書を提出する事業年度に欠損金額が生じた場合（以下、この事業年度を「欠損事業年度」）において、その欠損金額を欠損事業年度開始の前日 1 年以内に開始した事業年度（以下「還付所得事業年度」）に繰り戻して、納付している法人税額うち欠損金額に対応する部分の金額の還付を請求することができます。

◎適用対象の法人

青色欠損金の繰戻し還付は、中小企業者等（資本金 1 億円以下の法人など）に限り適用できる制度で、還付所得事業年度から欠損事業年度まで青色申告書である確定申告書を提出しており、欠損事業年度の確定申告書と同時に欠損金の繰戻しによる還付請求書を提出することで適用できます。

なお、中小企業者等以外の法人であっても、①清算中に終了する各事業年度の欠損金額、②解散等の事実が生じた場合の欠損金額、③災害損失欠損金額については、欠損金の繰戻し還付を適用できることとされています。

◎災害損失欠損金の繰戻し還付

災害により災害損失欠損金※が生じた法人について、災害のあった日から同日以後 1 年を経過する日までの間に終了する各事業年度又は災害のあった日から同日以後 6 ヶ月を経過する日までの間に終了する中間期間において生じた災害損失欠損金額を、その災害欠損事業年度開始の前日 2 年（白色申告書を提出する法人の場合は前 1 年）以内に開始した事業年度に繰り戻して、法人税額の還付を受けることができます。

※災害損失欠損金額とは、災害欠損事業年度の欠損金額のうち、災害により棚卸資産、固定資産又は一定の繰延資産について生じた損失の額（保険金、損害賠償金等により補てんされるものを除く）をいい、資産の滅失等により生じた損失や、被害資産の原状回復のための費用等に係る損失、被害の拡大又は発生の防止のための費用に係る損失の合計額です。